

社会福祉法人国寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国寿会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程は、次の者に適用する。

- (1) 理事長
 - (2) 理事
 - (3) 監事
 - (4) 評議員
 - (5) 法人が委嘱した委員等
- (役員等の報酬等)

第3条 法人定款第23条に規定する役員報酬等は、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員等の業務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 法人が委嘱した委員等が、法人の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張した場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額	備 考
理事長業務報酬等（月額）	10,000 円	
理事及び評議員報酬等（日額）	10,000 円	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（日額）	10,000 円	
法人が委嘱した委員報酬等（日額）	10,000 円	